

復興整備計画

（第一回変更）

富岡町・福島県

平成27年11月30日

（平成27年12月8日：様式第2及び8の修正）

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

富岡町の全域(別添の土地利用構想図とおおり)

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 土地区画整理事業地を中心に居住環境や生活サービス機能の集約・充実を図り、高齢者や子どもに配慮した災害に強いまちづくりを進める。
- ② 防災計画及び避難計画を見直し、自然災害・原子力災害など様々な災害に対応した社会システムを構築する。
- ③ 原子力・放射線に関する教育、地震・津波など災害事象や防災・減災に関する教育を通じ災害に備える。
- ④ 新たな企業や研究機関の誘致を図り、廃炉・災害復旧関連の分野を含めた新しい産業基盤を構築する。
- ⑤ 原子力に依存しない新たなエネルギーを創出し、地域の復興をめざす。
- ⑥ 被災した農地の有効活用による地域産業の再生をめざすとともに、治水効果による災害の未然防止を図るため、農地の保全に努める。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から早期復興を図るため、多くの人々が交流してきた地理的優位性や本町の強みである社会インフラ（上下水道・道路・交通基盤・漁港・農地・都市施設）を最大限活用し、震災前よりも魅力ある土地利用の実現をめざす。

(2)土地の用途の概要（別添土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 比較的線量が低く、社会インフラが整備されている曲田・岡内地区において、富岡町再生の一步として先行的に市街地復興を進める。
- ② 役場・スポーツ施設周辺を市街地連携ゾーンとし、イノベーション・コースト構想や研究教育拠点など発展的な土地利用を進める。
- ③ JR富岡駅の東側一帯を復興祈念ゾーンに位置付け、地震・津波・原子力の複合災害の被災地として整備し、世界に向けて情報を発信する。
- ④ 基幹産業を担ってきた優良農地を農地の再生・活用ゾーンとし、農地再生・農産物加工、再エネ、産業集積など様々な利活用を進める。
- ⑤ 避難地と富岡町のアクセスを向上する常磐道富岡南IC(仮称)を新設し、富岡工業団地と連携した産業集積地帯としての展開を進める。
- ⑥ 観光資源である桜を有する「夜の森地区」と優良な農地を有する「小良ヶ浜地区」の再生を進め、富岡町復活の象徴とする。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		

(4) 集団移転促進事業		
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	A-1地区	事業名称：駅前門口線都市計画道路事業 事業主体：富岡町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成30年度 種類：都市計画道路事業
	A-2地区	事業名称：駅前本町線計画道路事業 事業主体：富岡町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成30年度 種類：都市計画道路事業
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	B地区 (大原地区)	事業名称：廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟用地整備事業 実施主体：富岡町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
	C地区 (大石原・ 下千里地区)	事業名称：大石原・下千里地区太陽光発電事業 実施主体：富岡復興エネルギー合同会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成29年度

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画法事 業の認可等	第4条第1項 ・第5条第1項 の農地転用許 可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	その他施設の 整備に関する 事業	B地区	○										
			○										
2	その他施設の 整備に関する 事業	C地区	○										
3	その他施設の 整備に関する 事業	D地区	○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第9）を添付する。なお、法第46条第1項第1号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。